

たい せつ
大切なあなたへ

けんり
こどもの権利ノート



はじめに

あなたは、かけがえのない大切な命たいせつ いのちをもって、この地球ちきゅうに生まれてきました。

そして、私たちは、同じように命いのちをもった、多くの仲間なかまと共に生きています。

「権利けんり」は、生まれながらに誰もが当たり前だれ あ まえ もに持っているものです。あなただけではなく、まわりの子どもたちも同じように持っています。

私たち大人わたし おとなは、いつもあなたのそばで共に考え、一生懸命いっしょうけんめいおうえんしながら、あなたとあなたの周りまわにいる一人ひとりを、大切に守たいせつ まもっていきます。

だから安心あんしんしてください。



世界中の子どもたちの「権利」について書かれた「子どもの権利条約」には、子どもが家庭で健やかに生活できるよう、子どもと子どもの家族を応援することが大切だとされています。

しかし、子どもや、子どもの周りの人が安心・安全に過ごせていないとき、子どもは家庭以外の場所で生活することがあります。

児童相談所は、あなたの健やかな成長のために、今は_____で生活することがもっともよいことだと考えました。

これからの生活のことで、不安に思うことがあったら、児童相談所や施設の職員、里親さんに聞いてみてください。

きっと、あなたの力になってくれます。

「子どもの権利条約」については、24ページに詳しく書いてあります。



もくじ 目次

けんり 権利ってなに？	5
1 けんこう い けんり 健康に生きる権利	6
2 い けんひょうめいけん 意見表明権	7
とやまアドボケイト (い けんひょうめいと う し えんいん 支援員) って どん ^{ひと} な人？	8
3 じゆう かんが しん けんり 自由に考えたり信じたりする権利	9
4 ひみつ まも けんり 秘密が守られる権利	10
5 ぼうりょく まも けんり 暴力から守られる権利	11
ぼうりょく 暴力ってどんなこと？	13
しよくいん ぼうりょく きんし 職員などによる暴力の禁止	14



これからの生活 ^{せいかつ} について	15
1 どうしてここにいるの？	16
2 施設 ^{しせつ} や里親 ^{さとおや} さんの家 ^{いえ} ってどんなところ？	17
3 家族 ^{かぞく} と会えるの？	18
4 勉強 ^{べんきょう} は？	19
5 身の回り ^{みまわ} のものは用意 ^{ようい} してもらえるの？	20
6 自由 ^{じゆう} に遊ぶ ^{あそ} ことはできるの？	21
7 困 ^{こま} ったことは誰 ^{だれ} に相談 ^{そうだん} すればいいの？	22
8 将来 ^{しょうらい} はどうなるの？	23
○こどもの権利 ^{けんり} 条約 ^{じょうやく} について	24
○相談 ^{そうだん} 先 ^{さき} 一覧 ^{いちらん}	29



けん り
権利って
なに？



1 健康けんこうに生きるい権利けんり

あなたには健康けんこうに生きるい 権利けんりがあります



健康けんこうで元気げんきに成長せいちょうできるように、あなたはできるだけのことをしてもらえます。

健康けんこうな心こころや体からだを守るために、病気びょうきやけがをしたときや心こころのケアひつようが必要ひつようなときなどは、病院びょういんで治療ちりょうを受けることができます。

病気びょうきにならないように、健康診断けんこうしんだんや予防接種よぼうせつしゅもします。また、毎日まいにち、栄養えいようのある食事しょくじをとることができます。

もしも、心こころや体からだのことで、わからないことや心配しんぱいなことがあったら、施設しせつの職員しょくいんや里親さとおやさんに相談そうだんしてください。

2 意見表明権

あなたには自分の意見や考えを 言う権利があります



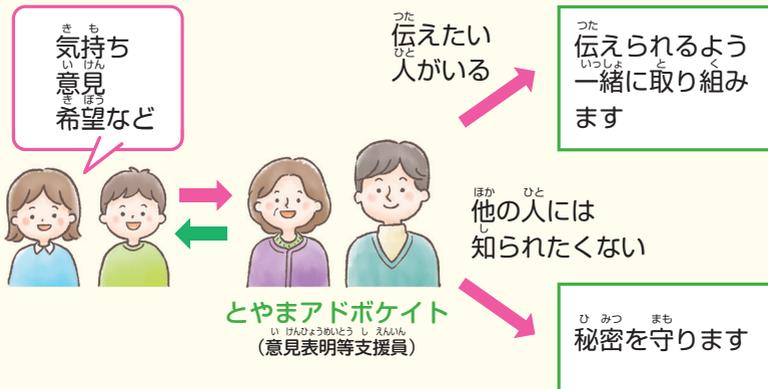
あなたは、今の生活や自分自身のことなどについて、自分の意見や考えを、自由に言うことができます。

あなたが考えていることや疑問に思っていることがあれば、いつでも、児童相談所や施設の職員、里親さんに話してください。あなたの意見や考えを大切にします。

あなたと意見や考えが違うこともあるかもしれません。そのときは、お互いの意見をよく聞き、話し合っ、一緒に考えていきましょう。

とやまアドボケイト (意見表明等支援員) ってどんな人?

児童相談所や施設の職員、里親さんに言いにくいことがあったときは、『とやまアドボケイト (意見表明等支援員)』とお話をすることができます。



話をききます
あなたが話したいこと、聞いてほしいことを大切にききます。

外部の大人です
あなたの話を聞くために外から来る大人です。

秘密を守ります
秘密にしてほしいことは、誰にも話しません。ただし、あなたに危険があるときは、あなたに説明して、危険から守るための対応をします。

伝えるお手伝いをします
他の人に伝えたいことがあれば、伝えるお手伝いをします。

生活のことで、困ったこと、嫌なことがあれば、こどもの権利について詳しい大人たちが話し合う「児童福祉措置審査部会」に、申し立て (相談) をすることもできます。

3 自由に考えたり信じたりする権利

あなたには自由に考えたり
信じたりする権利があります



あなたは、いろいろなことを考えたり、信じたり
することができます。宗教を自由に信じることも
できます。

また、自分が考えていることや思っていることを、
いろいろな方法で伝えたり、表現したりすることも
できます。

あなたの考えが大切にされるのと同じように、他
の人の考えも大切にしましょう。

4 秘密が守られる権利

あなたは秘密を守られる 権利があります



あなたのことや、あなたの家族のことで知られたくない秘密（プライバシー）は、守られます。

たとえば、あなた以外の人が、あなたのものを、訳もなくさわったり、あなたの手紙や日記などを勝手に見たりすることはありません。

あなたも、ほかの人の秘密を守りましょう。

5 暴力から守られる権利

あなたは あらゆる暴力から
守られる権利があります。

誰かの心や体を傷つけることは、絶対にあっては
ならないことです。もし、暴力を受けるようなこと
があれば、勇気をだして「やめて！」と言い、その
場から離れましょう。

もしも、あなたやあなたの周りの人が暴力を受け
たら、児童相談所や施設の職員、里親さん、学校の
先生など、まわりの大人に話してください。暴力を
止めるため、周りの大人に伝えることはとても大切
です。相談すること
であなたが困ることは
ありません。安心
してください。



わたし
私たちは、みんな同じように心を持っていきます。
じぶん
自分がされて嫌だと感じることは、当然、周りの人
いや
にもしないよう、お互いに思いやりの気持ちを持っ
たが
て生活しましょう。



ぼうりよく 暴力ってどんなこと？

からだ ぼうりよく 体の暴力

- ・たたかれる
- ・けられる
- ・外そとに閉しめ出だされる など

こころ ぼうりよく 心の暴力

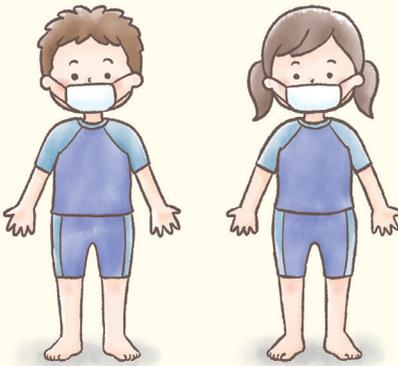
- ・嫌いやなことや悪わる口くちを言いわれる
- ・誰だれかと比くらべられる
- ・差さ別べつされる
- ・無む視しされる など

せい ぼうりよく 性の暴力

- プライベートゾーンを
- ・誰だれかに触さわられる、見みられる
 - ・誰だれかに触さわらせられる、見みせられる など

せ わ 世話をしない

- ・ご飯はんを食たべさせてもらえない
- ・病院びょういんに連つれていってもらえない
- ・清潔せいけつな服ふくをよう意いしてもらえない など



プライベートゾーンとは、
みずぎでかくれる部分と
くち口もとのことを言います。

職員などによる暴力の禁止

大人からあなたへの暴力も 禁止されています

児童相談所や施設の職員、里親さんは、あなたの意見をしっかり聞きます。ですから、訳もなくしかることはありません。

しかし、あなたが、学校や社会のルールを守らないときや、人を傷つけたり、人の権利を大切にしなかったときなどには、あなたをしかります。

それは、何よりもあなたの成長を願うからです。

だからこそ、あなたの成長にとってよくないこと、たとえば、暴力をふるうことは、決してしません。

万が一、児童相談所や施設の職員、里親さんから暴力を受けることがあれば、他の信頼できる大人や、富山県こども家庭室、とやまアドボケイトに相談してください。

これからの

せい かつ

生活について



1 どうしてここにいるの？



あなたの生活する場所が変わったのは、一人ひとり理由があったからです。児童相談所は、今のあなたにとって、いちばんよいところ（安心・安全に暮らせるところ）がどこかを考えました。

あなたは、施設や里親さんの家などで生活することになった理由について、児童相談所の職員に聞くことができます。

2 施設や里親さんの家ってどんなところ？

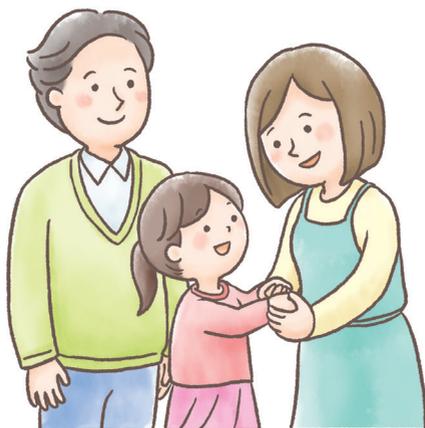


あなたは、施設や里親さんの家、一時保護所での生活について、知りたいことがあれば、なんでも聞くことができます。

気になること、わからないことがあれば、児童相談所や施設の職員、里親さんに聞いてみてください。

聞いてみたいことがあれば、書いてみよう

3 家族と会えるの？



あなたは、あなたの家族と、電話や手紙のやり取りをしたり、面会や外出、外泊をしたりすることができます。

しかし、あなたを傷つけることになったり、あなたのためにならないと思われるときには、できないこともあります。

あなたの気持ちを大切にしたいので、家族と会いたいとき、電話したいとき、会いたくないとき、知りたいたことがあるときは、児童相談所や施設の職員、里親さんに相談してください。

4 勉強は？



あなたは、生活する場所の近くの学校に通います。
通えない場合も、あなたにとって必要な勉強ができる
ようにします。

中学校を卒業したあとは、高校や専門学校、短期
大学、大学などで教育を受けることができます。
また、大学に通うための奨学金等の資金援助制度を
利用することもできます。

どの学校に行くかは、あなたの思いが大切です。
児童相談所や施設の職員、里親さん、学校の先生な
どとよく話し合って決めましょう。

5 身の回りのものは用意してもらえるの？



あなたの生活に必要なものは、児童相談所や施設、
里親さんが用意します。足りないものがないか、一
緒に確認してみましょう。

あなたが使っていた大切なものや、必要なものな
ど、持っていきたいものがあれば、児童相談所や施
設の職員、里親さんに相談してみましょう。

あなたのものと同じように、友だちのものや、み
んなで使うものも大切にしましょう。

6 自由に遊ぶことはできるの？



あなたは、自由に遊んだり、休んだりする権利があります。

みんなが心地よく過ごせるように、ルールを守って遊びましょう。

7 困ったことは誰に相談すればいいの？

こま 困ったり、なや 悩んだりしたときは、あなたがしんらい 信頼できるおとな 大人にそうだん 相談してみましょう。

あなたのまわ 周りには、じどうそうだんしょ 児童相談所やしせつ 施設のしよくいん 職員、里おや 親さん、とやまアドボケイト（いけんひょうめいとうし えんいん 意見表明等支援員）など、あなたのことをいっしょ 一緒にかんが 考えてくれるおとな 大人がたくさんいます。



あなたがそうだん 相談できるところを
29～32ページにまとめておきましょう。

8 将来しょうらいはどうなるの？



あなたの将来しょうらいは、あなたの気持ちきもちを第一だいいちに、家族かぞく、
児童相談所じどうそうだんしよや施設しせつの職員しよくいん、里親さとおやさんなどと相談そうだんしな
がら、考かんがえていきます。

また、施設しせつや里親さとおやさんの家いえから離はなれたあとも、困こまっ
たことがあれば、相談そうだんすることができます。一人ひとりで
抱かかえこまずに、児童相談所じどうそうだんしよや施設しせつの職員しよくいん、里親さとおやさん
などに相談そうだんしてください。

たくさんのおとなおとなが、あなたのことを応援おうえんしていま
す。

こどもの権利条約について

こどもの権利条約とは、世界中の子どもたちが持っている「権利」について書かれた条約です。世界中の子どもたちのために、1989年に世界の国々が集まる総会で作られた約束です。日本は1994年にこの条約を守ることを約束しました。

4つの原則 大きく分けて4つの「権利」を守ることが決められています。

1 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

2 こどもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 こどもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

4 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

参考：日本ユニセフ協会ホームページ

こ けん り じょう や く 子どもの権利条約

に ほ ん きょうかいしやうやく
日本ユニセフ協会抄訳 1～40条

しゅってん に ほ ん きょうかい
出典：日本ユニセフ協会

だい じゅう こ ていぎ 第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

だい じゅう さべつ きんし 第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、性のちがいや、性のちがいで、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

だい じゅう こ にも も っ と も よ い こ と を 第3条 子どもにもっともよいことを

子どもに關係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

だい じゅう くに きむ 第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

だい じゅう おや しどう そんちやう 第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

だい じゅう い きんり そだ けんり 第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

だい じゅう なまえ こくせき けんり 第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

だい じゅう なまえ こくせき かぞくかんけい まも けんり 第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利

国は、子どもが、名前や国籍、家族の關係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

だい じゅう おや ひ はな けんり 第9条 親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。



第10条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

第11条 よその国に連れられない権利

国は、子どもが国の外へ連れられられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

第16条 プライバシー・名誉の保護

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。

第19条 あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条 家庭を奪われた子どもの保護

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。



第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第22条 難民の子ども

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第23条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第24条 健康・医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第25条 施設に入っている子ども

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第26条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだがすやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

第28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分の持っている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。



第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休みんだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条 誘拐・売買からの保護

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条 拷問・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条 被害にあった子どもの回復と社会復帰

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第40条 子どもに関する司法

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。



● 身近な人に相談しづらいとき

● 意見や気持ちをだれかに聞いてもらいたいとき・伝えたいとき

● とやまアドボケイト（意見表明等支援員）と話がしたいとき

○ とやまアドボケイト（意見表明等支援員）

- ① 施設や児童相談所の職員、里親さんに「とやまアドボケイトと話がしたい」と伝える。
- ② 施設などに、とやまアドボケイトが来たときに直接伝える。
- ③ 手紙を書いて、とやまアドボケイトに送る。
- ④ 富山県こども家庭室に、「とやまアドボケイトと話がしたい」と伝える。（相談の方法は、次のページのとおり）

相談することで、あなたが困ることはありません。
安心して相談してください。



●施設や児童相談所の職員、里親さんから嫌なことをされたとき

●児童福祉措置審査部に申立て(相談)したいとき

●とやまアドボケイト(意見表明等支援員)と話がしたいとき

→ ○富山県子ども家庭室子ども未来課
(児童福祉措置審査部会の事務局)

① 電話で相談(土日・祝日、夜はお休みです)

☎076-444-3207

② 手紙で相談

このノートの最後にある封筒をつかって、送ってください。切手がなくても、ポストに入れたら届きます。あなたがポストに入れられないときは、信頼できる大人にお願いしてください。

③ インターネット、スマホから相談

インターネットやスマホが
使える人は、WEBのフォームから
伝えることができます。

QRコード

URL

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

○そのほかの ^{そうだんさき}あなたの相談先リスト

なまえ 名前	れんらくさき 連絡先

どこに^{そうだん}相談したらよいかわからないときは、^{はな}話しやすい^{ひと}人に^{そうだん}相談しましょう。



このノートは、^{ひつよう}必要なときにいつでも^よ読み返せるように、^おわかるところに置いておきましょう。

【あなたのメモ】

^{たいせつ}大切なあなたへ ^{けんり}こどもの権利ノート

^{れいわ} ^{ねん} ^{がつ} ^{かいてい}
令和7年3月改訂

^{はっこう} ^{とやまけんこうせいぶ} ^{かていしつ} ^{みらいか}
発行／富山県厚生部こども家庭室こども未来課

^{とやまししんそうがわ}
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

^{でんわ}
電話 076-444-3207

FAX 076-444-3493

たい せつ
大切なあなたへ

けん り
こどもの権利ノート

な まえ
名前